

出荷制限指示後の管理の考え方 (米)

米の管理対策については、出荷制限の一部解除に向けて出荷制限が指示された須賀川市旧西袋村で生産された米の全量を把握し管理計画を策定するとともに、市町村等と連携して次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合には、すみやかに是正措置を講じる。

1 制限区域からの出荷管理

(1) 出荷者対策

県は、JA系統出荷団体及び系統外出荷団体（以下、「出荷団体等」という。）、関係機関の協力を得て、米の出荷制限が指示された須賀川市旧西袋村における生産者に対し、一切の出荷を行わないよう文書やホームページ等により周知する。また、市等と連携して県関係機関の各種業務活動を通じて徹底を図る。

(2) 流通対策

出荷団体、出荷販売事業者等に対し、県の管理下で行ったこれまでの放射性物質検査の結果、基準値以下となつてすでに出荷されている米を除き、出荷制限が指示された須賀川市旧西袋村産の米を取り扱わないこと、産地の市町村（須賀川市産の米については、旧西袋村以外の区域で生産されたこと）を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これらの状況確認・巡回指導を行う。

2 制限区域外の市町村等からの出荷への対応

出荷制限が指示された須賀川市旧西袋村以外の地域（須賀川市については、旧西袋村以外の区域を含む）から産出される米については、出荷団体等について、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づき、入荷先、販売先等の記録の保存を求め、出荷先の捕捉を可能とする。

注：須賀川市旧西袋村

昭和25年2月1日現在の村の区域

（須賀川市旧西袋村は、現在の須賀川市森宿、同市山寺道、同市下宿町、同市坂の上町、同市陣場町、同市岡東町、同市西川町、同市日向町、同市西田町、同市西の内町、同市館取町、同市岩崎、同市堀底町、同市茶畑町、同市影沼町、同市大袋町、同市芹沢町、同市横山町、同市池下、同市越久、同市西川、同市卸町、同市牛袋町、同市新町、同市大桑原、同市袋田、同市池ノ下町、同市吉美根及び同市下宿前に相当。）